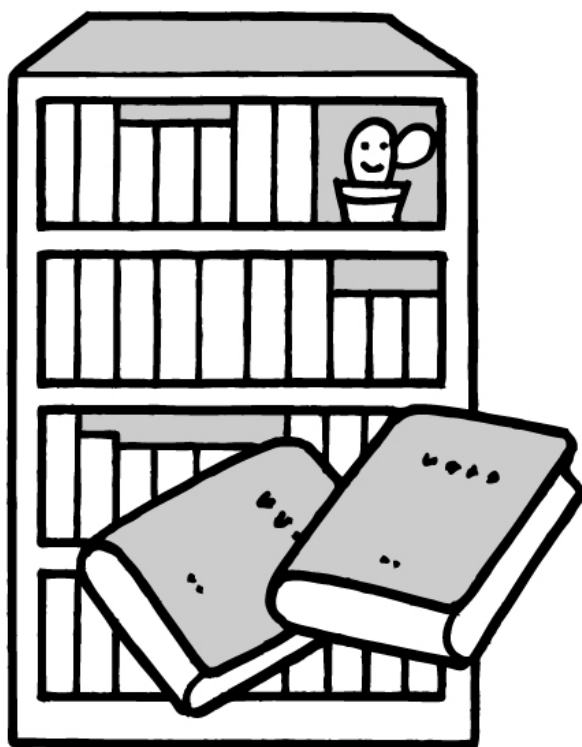


資料編

1 取組一覧表	123
2 策定体制	133
3 策定経過	142
4 宇都宮市社会福祉審議会からの提言書	144
5 宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり条例 ...	153
6 用語解説	159



1 取組一覧表

基本目標 1：福祉のこころをはぐくむ人づくり

基本施策(1) 意識の高揚				☆…主要取組 ★…重点的取組	
施策① 市民意識の啓発				基本施策指標	
取組名	☆★	No.1 新規	こころのユニバーサルデザイン運動の推進	障がい者シンボルマーク等の認知度	
				H19年度実績	H24年度目標
				—	H20年度より 30%増
		No.2	広報紙やホームページ等による周知啓発	—	
		No.3	福祉のまちづくり推進協議会等との連携	—	
	No.4	福祉活動に取り組む事業者や個人に対する表彰の実施	—		
施策② 交流の促進				基本施策指標	
取組名	☆	No.5	「宇都宮市民福祉の祭典」の実施	宇都宮市民福祉の祭典の来場者数	
				H19年度実績	H24年度目標
				8,500人	17,000人
	☆	No.6	「うつのみやふれあい文化祭」の実施	うつのみやふれあい文化祭の参加者数	
				H19年度実績	H24年度目標
				800人	850人
		No.7	障がい児交流事業の充実	—	
		No.8	世代間交流事業の充実	—	

基本施策(2) 福祉に関する教育の充実				☆…主要取組 ★…重点的取組	
施策① 人材の発掘・育成				基本施策指標	
取組名	☆ ★	No.9	各種奉仕員養成講座の充実	各種奉仕員養成講座の受講者数（年間）	
				H19年度見込み	H24年度目標
				・手話 165人 ・要約筆記 5人 ・点訳 35人 ・音訳 35人	・手話 180人 ・要約筆記 20人 ・点訳 40人 ・音訳 40人
				—	
		No.10	社会福祉教育研修の実施	—	
		No.11	地域の福祉活動を担う人材の研修の充実	—	
		No.12	社会福祉事業従事者の育成	—	
施策② 福祉教育の推進				基本施策指標	
取組名	☆ ★	No.13	体験型の出前福祉講座の利用促進	市社協の出前福祉講座の開催回数・受講者数（年間）	
				H19年度見込み	H24年度目標
				190回・4,150人	200回・4,250人
		No.14	心を育む教育活動推進事業の展開	—	
		No.15	地域から学ぶ総合的な学習の時間の充実	—	

基本施策(3) ボランティア活動への参加及び支援

☆…主要取組
★…重点的取組

基本施策(3) ボランティア活動への参加及び支援				基本施策指標	
施策① ボランティアの養成・活用				基本施策指標	
取組名	☆ ★	No.16	ボランティア養成講座の充実	市社協のボランティア養成講座の種類・受講者数(年間)	
				H19年度見込み	H24年度目標
				5講座・294人	6講座・330人
		No.17	ボランティアスクールへの参加促進	――	
		No.18	高齢者による地域活動実践の推進	――	
施策② ボランティア・NPO活動の支援				基本施策指標	
取組名	☆	No.19	ボランティアセンターや市民活動サポートセンターの運営	ボランティアセンターの登録団体数・個人数(累計), 相談・調整件数(年間)	
				H19年度見込み	H24年度目標
				166団体・9,900人 5,500件	171団体・9,950人 5,550件
				市民活動サポートセンターの登録団体数(累計)	
				H19年度見込み	H24年度目標
				494団体	669団体
		No.20	ボランティア, NPO等の団体相互の連携強化	――	
		No.21	ボランティア活動保険の斡旋	――	
		No.22	活動拠点の提供や活動用機材等の貸出	――	

基本目標 2：安心して暮らせる仕組みづくり

基本施策(1) 社会参画の促進				☆…主要取組 ★…重点的取組	
施策① 生きがいの充実				基本施策指標	
取組名	☆★	No.23 新規	団塊世代の生きがいの支援	団塊世代の各種相談事業の相談件数 (年間)	
				H19年度実績	H24年度目標
				—	4,000件
		No.24	敬老事業の充実	—	
		No.25	各種団体活動への支援	—	
		No.26	サン・アビリティーズの利用促進	—	
施策② 生涯学習の機会の確保				基本施策指標	
取組名	☆	No.27	老人福祉センターにおける講座の充実	老人福祉センターの各種講座の募集 定員に対する受講者割合	
				H19年度見込み	H24年度目標
				51.6%	70.0%
	☆	No.28	障がい者福祉センターにおける講座の充実	障がい者福祉センターの各種講座の 延利用者数（年間）	
				H19年度見込み	H24年度目標
				3,000人	3,200人
		No.29	生涯学習センターにおける各種講座の充実	—	
		No.30	生涯学習コーディネーターの養成	—	
施策③ 就業機会の確保				基本施策指標	
取組名	☆	No.31	高齢者・団塊世代に対する就業支援	シルバー人材センター事業の延就業 人員（年間）	
				H19年度見込み	H24年度目標
				144,238人	182,571人
	☆	No.32	障がい者に対する就業支援	就労相談における就労希望登録者数 (累計)	
				H19年度見込み	H24年度目標
				57人	132人
		No.33	母子家庭等の就業・自立支援に係る事業の推進	—	
		No.34	障がい者・高齢者雇用促進月間の推進	—	

基本施策(2) 情報提供・コミュニケーション手段の充実				☆…主要取組 ★…重点的取組	
施策① 情報通信体制の整備				基本施策指標	
取組名	☆ ★	No.35	出前保健福祉講座の利用促進	出前保健福祉講座の開催回数(年間)	
				H19年度見込み	H24年度目標
				35回	50回
		No.36	広報紙やホームページ等を活用した情報提供の充実	——	
		No.37	保健・福祉総合ガイドの作成・配布	——	
	No.38	各種福祉サービスのしおりの作成・配布	——		
	No.39	障がい者等の外出に役立つガイドマップの作成・配布	——		
施策② 情報バリアフリーの整備				基本施策指標	
取組名	☆	No.40	手話通訳者や要約筆記者の派遣事業の推進	手話通訳者等の派遣事業の派遣件数(年間)	
				H19年度見込み	H24年度目標
				・手話 826件 ・要約筆記 50件	・手話 840件 ・要約筆記 72件
		No.41	広報手段や公共掲示物のバリアフリー	——	
		No.42	窓口におけるコミュニケーション手段の充実	——	
	No.43	障がい者向け情報支援機器等の整備	——		
	No.44	図書館における障がい者等への貸出サービス等の充実	——		
施策③ 総合相談機能の充実				基本施策指標	
取組名	☆ ★	No.45	保健と福祉の総合相談窓口の充実	保健・福祉総合相談取扱件数(年間)	
				H19年見込み	H24年度目標
				42,681件	49,476件
	☆ ★	No.46	地域包括支援センター機能の充実	地域包括支援センターの延相談人数(年間)	
				H19年度見込み	H24年度目標
			41,100人	48,300人	
	No.47	社会福祉協議会「総合相談センター」の利用促進	——		
	No.48	障がい者生活支援センター機能の充実	——		
	No.49	地域子育て支援センター事業(子育てサロン)の充実	——		

基本施策(3) きめこまやかなサービスの提供				☆…主要取組 ★…重点的取組	
施策① 高齢者の支援				基本施策指標	
取組名	☆ ★	No.50 新規	認知症高齢者対策の促進	認知症サポーターの養成人数（累計）	
				H19年度見込み	H24年度目標
			150人	3,150人	
	☆	No.51	介護予防に係る事業の充実	介護予防教室の実施会場数・延実施回数・新規参加者数（年間）	
H19年度見込み				H24年度目標	
			・実施会場 57会場 ・延実施回数 807回 ・新規参加者数 480人	・実施会場 68会場 ・延実施回数 816回 ・新規参加者数 1,360人	
	No.52	介護保険サービスの充実	—		
	No.53	高齢者福祉サービスの充実	—		
施策② 障がい者の支援				基本施策指標	
取組名	☆ ★	No.54	障がい者の地域生活への移行の促進	グループホーム・ケアホームの設置箇所数（累計）	
				H19年度見込み	H24年度目標
			49箇所	74箇所	
	No.55	療育体制の充実	—		
	No.56	障がい者福祉サービスの充実	—		
施策③ 児童の健全育成				基本施策指標	
取組名	☆ ★	No.57	子どもへの虐待防止対策の強化	通告による児童虐待取扱件数（年間）	
				H19年度見込み	H24年度目標
			85件	50件	
☆	No.58	子育て家庭への支援の充実	休日保育・一時保育・長時間延長保育の実施園数（累計）		
			H19年度見込み	H24年度目標	
			・休日保育 1園 ・一時保育 49園 ・長時間延長保育 3園	・休日保育 5園 ・一時保育 56園 ・長時間延長保育 12園	

取組名	☆	No.59	ひとり親家庭等への支援充実	ひとり親家庭の自立支援施策による 就業件数（年間）							
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>H19年度見込み</th> <th>H24年度目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・母子家庭等自立支援センター事業 25件</td> <td>・母子家庭等自立支援センター事業 38件</td> </tr> <tr> <td>・母子家庭自立支援給付金事業 18件</td> <td>・母子家庭自立支援給付金事業 30件</td> </tr> <tr> <td>・母子家庭自立支援プログラム策定事業 15件</td> <td>・母子家庭自立支援プログラム策定事業 36件</td> </tr> </tbody> </table>	H19年度見込み	H24年度目標	・母子家庭等自立支援センター事業 25件	・母子家庭等自立支援センター事業 38件	・母子家庭自立支援給付金事業 18件	・母子家庭自立支援給付金事業 30件	・母子家庭自立支援プログラム策定事業 15件
H19年度見込み	H24年度目標										
・母子家庭等自立支援センター事業 25件	・母子家庭等自立支援センター事業 38件										
・母子家庭自立支援給付金事業 18件	・母子家庭自立支援給付金事業 30件										
・母子家庭自立支援プログラム策定事業 15件	・母子家庭自立支援プログラム策定事業 36件										
取組名	☆	No.60	児童健全育成環境の充実	宮っ子ステーション事業の実施小学校 校区数（累計）							
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>H19年度実績</th> <th>H24年度目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2箇所</td> <td>26箇所</td> </tr> </tbody> </table>	H19年度実績	H24年度目標	2箇所	26箇所			
H19年度実績	H24年度目標										
2箇所	26箇所										
施策④ 健康の保持及び増進				基本施策指標							
取組名	☆★	No.61	地域における健康づくりの推進	健康づくり推進組織の数・設立地区 数（累計）							
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>H19年度見込み</th> <th>H24年度目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21組織・24地区</td> <td>29組織・39地区</td> </tr> </tbody> </table>	H19年度見込み	H24年度目標	21組織・24地区	29組織・39地区			
	H19年度見込み	H24年度目標									
	21組織・24地区	29組織・39地区									
		No.62	疾病予防対策の促進	——							
	No.63	家庭，学校，地域などにおける食育の推進	——								
	No.64	保健医療サービスの推進	——								
施策⑤ 横断的なサービスの充実				基本施策指標							
取組名	☆★	No.65	保健・福祉サービスの地域展開	保健福祉サービスの地域展開事務数 （年度末時点）							
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>H19年度見込み</th> <th>H24年度目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>106事務</td> <td>111事務</td> </tr> </tbody> </table>	H19年度見込み	H24年度目標	106事務	111事務			
	H19年度見込み	H24年度目標									
	106事務	111事務									
		No.66	自己評価・第三者評価の啓発・普及	——							
	No.67	苦情相談・解決体制の整備推進	——								
	No.68	成年後見制度の活用	——								
	No.69	地域福祉権利擁護制度の利用促進	——								

基本目標3：自立した生活を支えるまちづくり

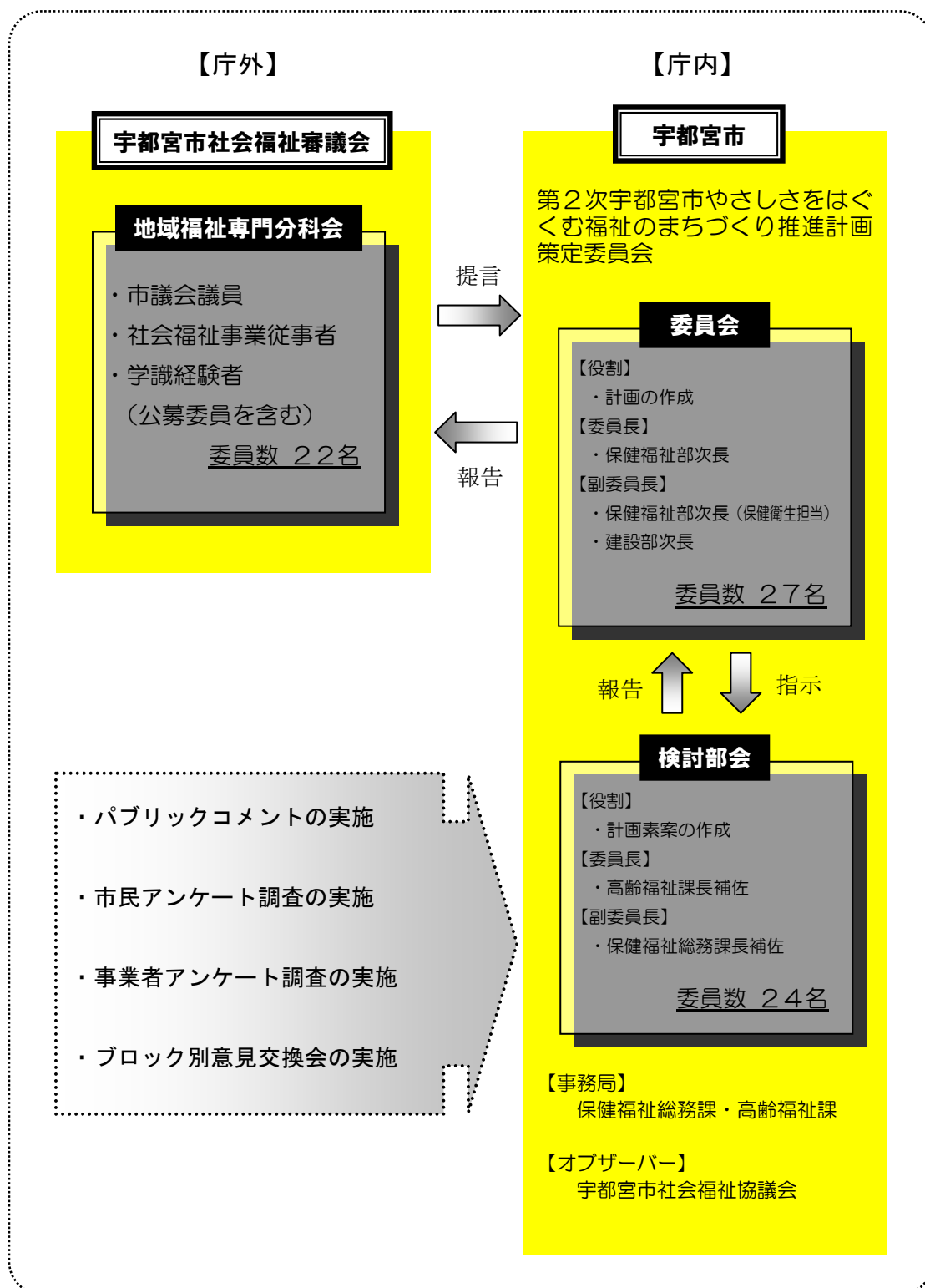
基本施策(1) 共に支え合う地域社会づくり				☆…主要取組 ★…重点的取組	
施策① 地域の総合的なネットワーク機能の充実				基本施策指標	
取組名	☆★	No.70	ひとり暮らし高齢者等安心ネットワークの推進	ひとり暮らし高齢者等安心ネットワーク事業の見守り活動会議設置単位自治会数（累計）	
				H19年度見込み	H24年度目標
				450 地区	789 地区
		No.71	地域まちづくり組織の連携	—	—
		No.72	地域自立支援協議会の運営	—	—
	No.73	虐待防止の地域活動組織の整備	—	—	
	No.74	魅力ある学校づくり地域協議会事業の推進	—	—	
施策② 地域福祉活動に係る情報共有・情報交換の促進				基本施策指標	
取組名	☆★	No.75 新規	地域資源とネットワーク機能のコーディネート促進	(仮称) 地域福祉コーディネーター会議開催地区数（累計）	
				H19年度実績	H24年度目標
				—	39 地区
	☆★	No.76	ふれあい訪問・会食会などの見守り活動の促進	市社協のふれあい会食会の延参加人数（年間）	
				H19年度見込み	H24年度目標
			15,179 人	15,900 人	
	No.77	福祉・保健・医療などの関係機関との連携強化	—	—	
	No.78	社会福祉施設等の積極的な地域交流の促進	—	—	
	No.79	要援護者情報の適切な管理体制の構築	—	—	
施策③ 市民の主体的な地域活動への支援				基本施策指標	
取組名	☆	No.80	ボランティアセンターや市民活動サポートセンターの運営	ボランティアセンターの登録団体数・個人数（累計）、相談・調整件数（年間）	
				H19年度見込み	H24年度目標
				166 団体・9,900 人 5,500 件	171 団体・9,950 人 5,550 件
				市民活動サポートセンターの登録団体数（累計）	
			H19年度見込み	H24年度目標	
			494 団体	669 団体	

取組名	☆	No.81	市民活動助成事業の充実	市民活動助成事業の助成金交付団体数（年間）
				H19 年度実績
				H24 年度目標
				12 団体
		No.82	地域の人材情報を集約したリストの作成	——
		No.83	マップ作成などの地域の特性に応じた地域活動への支援	——
		No.84	公共施設や福祉施設などの地域開放事業の推進	——
施策④ 地域社会の安全な生活環境の確保				基本施策指標
取組名	☆★	No.85	災害時要援護者支援事業の推進	災害時要援護者支援事業の要援護者登録数（累計）
		新規		H19 年度見込み
				H24 年度目標
				7,500 人
		No.86	地域における防犯活動の強化	——
		No.87	地域防犯ネットワークの構築	——
		No.88	交通安全教育の推進	——

基本施策(2) 快適な生活基盤の整備				☆…主要取組 ★…重点的取組		
施策① 公共施設のバリアフリー				基本施策指標		
取組名	☆	No.89	公共建築物のバリアフリーの推進	公共建築物のバリアフリー		
				H19年度実績	H24年度目標	
					・整備施設数(年間) 2施設	・整備施設数(年間) 6施設
					・整備施設数(累計) 91施設	・整備施設数(累計) 116施設
	☆	No.90	道路のバリアフリーの推進	道路のバリアフリー		
H19年度見込み				H24年度目標		
				・交差点段差解消 2,317箇所	・交差点段差解消 3,117箇所	
				・点字ブロック設置 39,710m	・点字ブロック設置 46,710m	
☆	No.91	公園のバリアフリーの推進	公園のバリアフリー			
			H19年度見込み	H24年度目標		
				・整備数(年間) 6箇所	・整備数(年間) 6箇所	
				・整備数(累計) 88箇所	・整備数(累計) 119箇所	
		No.92	シルバーハウジング事業の推進	――		
		No.93	身体障がい者向け市営住宅の供給	――		
施策② 民間公共的施設のバリアフリー				基本施策指標		
取組名	☆ ★	No.94	福祉のまちづくり公共的施設整備費補助金の利用促進	福祉のまちづくり公共的施設整備費補助金の補助件数(年間)		
				H19年度見込み	H24年度目標	
					6件	11件
		No.95	地域優良賃貸住宅の供給促進	――		
		No.96	人にやさしいまちづくり事業補助の利用促進	――		
施策③ 公共交通手段のバリアフリー				基本施策指標		
取組名	☆	No.97	車両等のバリアフリーの推進	超低床バス導入率		
				H19年度実績	H24年度目標	
					13.7%	31.6%
			No.98	旅客施設のバリアフリーの推進	――	
		No.99	生活交通の確保・支援	――		
		No.100	違法駐車・放置自転車の防止対策事業の推進	――		

2 策定体制

(1) 組織体系



（２）宇都宮市社会福祉審議会

① 宇都宮市社会福祉審議会条例

平成 12 年 3 月 24 日

条例第 19 号

宇都宮市社会福祉審議会条例(平成 7 年条例第 47 号)の全部を改正する。

（設置）

第 1 条 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 7 条第 2 項の規定に基づく社会福祉に関する審議会として、宇都宮市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

（平 12 条例 43 ・ 一部改正）

（所掌事務）

第 2 条 審議会は、社会福祉法第 7 条第 2 項に規定するもののほか、児童福祉に関する事項を調査審議する。

（平 12 条例 43 ・ 一部改正）

（任期）

第 3 条 審議会の委員の任期は、3 年とする。ただし、欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（委員長の職務を行う委員）

第 4 条 審議会の委員長に事故があるときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

（会議）

第 5 条 審議会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、委員の 4 分の 1 が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 臨時委員は、特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、前 2 項の規定の適用については、委員とみなす。

（専門分科会）

第 6 条 審議会の専門分科会(この項において民生委員審査専門分科会を除く。)に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 審議会のそれぞれの専門分科会に会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員(民生委員審査専門分科会にあっては委員)の互選によりこれを定める。

3 会長は、その専門分科会の事務を掌理する。

- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員又は臨時委員(民生委員審査専門分科会にあつては委員)が、その職務を代理する。

(委任)

- 第7条 この条例に定めるもののほか、審議会について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年6月27日条例第43号)

この条例は、公布の日から施行する。

② 宇都宮市社会福祉審議会規則

平成12年3月24日

規則第14号

(趣旨)

- 第1条 この規則は、宇都宮市社会福祉審議会条例(平成12年条例第19号。以下「条例」という。)第7条の規定に基づき、審議会について必要な事項を定めるものとする。

(庶務)

- 第2条 審議会の庶務は、保健福祉部保健福祉総務課において処理する。

(委任)

- 第3条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

③ 宇都宮市社会福祉審議会規程

(趣旨)

- 第1条 この規程は、宇都宮市社会福祉審議会規則(平成12年規則第14号)第3条の規定に基づき、宇都宮市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)の運営について、必要な事項を定めるものとする。

(専門分科会)

- 第2条 高齢者福祉に関する事項を調査審議するため、社会福祉法第11条第2項の規定に基づき、審議会に高齢者福祉専門分科会を置く。

- 2 地域福祉に関する事項を調査審議するため、社会福祉法第11条第2項の規定に基づき、審議会に地域福祉専門分科会を置く。

- 3 次に掲げる専門分科会は、当該各号に定める数の委員をもって組織する。
 - (1) 障害者福祉専門分科会 15人以内
 - (2) 児童福祉専門分科会 15人以内
 - (3) 高齢者福祉専門分科会 20人以内
 - (4) 地域福祉専門分科会 18人以内
 - 4 専門分科会は、専門分科会長が招集する。
 - 5 専門分科会は、その専門分科会に属する委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。
 - 6 専門分科会の議事は、出席した委員の過半数で可決し、可否同数のときは、専門分科会長の決するところによる。
 - 7 専門分科会(民生委員審査専門分科会を除く。)の臨時委員は、当該特別の事項について議事を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。
 - (平成14年・一部改正)
 - (平成15年・一部改正)
 - (平成17年・一部改正)(専門分科会の決議)
- 第2条の2 専門分科会（民生委員専門分科会を除く。）の決議は、重要又は異例な事項を除き、これをもって審議会の決議とする。
 - (平成17年・追加)(審査部会)
- 第3条 審査部会に審査部会長を置き、その審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。
- 2 審査部会長は、その審査部会の事務を掌理する。
 - 3 審査部会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員又は臨時委員がその職務を行う。
 - 4 第2条第4項から第7項までの規定は、審査部会の議事について準用する。この場合において「専門分科会」とあるのは「審査部会」と、「専門分科会長」とあるのは「審査部会長」と読み替えるものとする。
 - (平成17年・一部改正)(審査部会の答申及び決議)
- 第4条 審議会は、次の各号に掲げる事項について、諮問を受けたときは、審査部会で審査し、答申するものとする。
- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第2項の規定による医師の指定
 - (2) 身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)第3条の規定による医師の指定の取消し
 - (3) 障害者自立支援法(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第59条第

1 項の規定による指定自立支援医療機関(以下「指定医療機関」という。)の指定

- (4) 法第 60 条の規定による指定医療機関の指定の更新
- (5) 法第 67 条第 1 項の規定による指定医療機関の開設者に対する勧告
- (6) 法第 67 条第 3 項の規定による指定医療機関の開設者に対する措置命令
- (7) 法第 68 条第 1 項の規定による指定医療機関の指定の取消し又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力の停止
- (8) その他指定医師及び指定医療機関に関する事項

2 審議会は、前項第 1 号、第 3 号及び第 4 号の事項について諮問を受けたときは、審査部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(平成 17 年・一部改正)

(平成 18 年・一部改正)

(回覧審査)

第 5 条 専門分科会長又は審査部会長において、緊急で会議を招集する暇がないと認める場合は、会議の議事を回覧審査に付することができる。

(報告)

第 6 条 専門分科会又は審査部会において議決をしたときは、専門分科会にあつては当該専門分科会長が、審査部会にあつてはその審査部会の属する専門分科会に報告したうえで当該審査部会長が、それぞれ委員長に報告するものとする。

(平成 17 年・一部改正)

(雑則)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規程は、平成 8 年 7 月 3 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 14 年 1 月 18 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 15 年 7 月 25 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 17 年 8 月 2 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 8 月 21 日から施行する。

④ 宇都宮市社会福祉審議会（全体会）委員

平成20年3月現在

		団体名等	氏名	備考
市議会議員	1	宇都宮市議会議員	福田 智恵	
	2	宇都宮市議会議員	高橋 美幸	
	3	宇都宮市議会議員	角田 和之	
	4	宇都宮市議会議員	山本 直由	
社会福祉事業従事者	5	宇都宮市母子寡婦福祉連合会会長	安納 ミヤ子	
	6	栃木県老人福祉施設協議会理事	岩崎 正日登	
	7	宇都宮市知的障害者育成会理事	加藤 佳子	
	8	宇都宮地区精神障害者援護会理事	亀山 武昭	
	9	栃木県中央児童相談所所長	齋藤 誠一	
	10	宇都宮市民生委員児童委員協議会理事	笹野 美江子	
	11	宇都宮市老人クラブ連合会会長	佐藤 六夫	
	12	宇都宮介護者の会	三條 安子	
	13	精神障害者社会復帰施設連絡協議会	関口 吉弘	
	14	宇都宮市居宅介護支援事業者連絡協議会会長	高橋 秀春	
	15	宇都宮市民間保育園園長会副会長	直井 克仁	
	16	宇都宮地区懇談会	直井 修一	
	17	栃木県地域包括・在宅介護支援センター協議会会長	浜野 修	
	18	宇都宮市社会福祉協議会会長	藤井 清	委員長
19	宇都宮市障害者福祉会連合会会長	麦倉 仁巳		
20	ハートフィールド施設長	山村 達夫		
学識経験者	21	宇都宮大学教育学部教授	池本 喜代正	
	22	宇都宮地区幼稚園連合会会長	石嶋 勇	
	23	宇都宮市子どもの家連合会会長	今井 恭男	
	24	獨協医科大学名誉教授	大森 健一	職務代理者
	25	宇都宮市医師会副会長	大和田 恒夫	
	26	(株)下野新聞社総務局長	蕪木 信一	
	27	宇都宮市青少年育成市民会議会長	鎌倉 三郎	
	28	宇都宮市歯科医師会理事	菊地 善郎	
	29	栃木県看護協会会長	鯉淵 タツノ	
	30	宇都宮市歯科医師会会長	小林 豊	
	31	宇都宮市医師会理事	佐藤 和子	
	32	前宇都宮市民生委員児童委員協議会会長	瀬尾 充男	
	33	宇都宮市女性団体連絡協議会会長	添田 包子	
	34	宇都宮市医師会副会長	高橋 邦生	
	35	作新学院大学教授	伊達 悦子	
	36	宇都宮人権擁護委員協議会会長	塚田 宗雄	
	37	宇都宮市自治会連合会副会長	靄蒔 邦博	
	38	宇都宮市小学校長会	半田 均	
	39	栃木労働局雇用均等室室長	本間 直子	
	40	宇都宮ボランティア協会会長	松本 カネ子	
	41	宇都宮保護区保護司会副会長	森山 公子	

⑤ 宇都宮市社会福祉審議会（地域福祉専門分科会）委員 平成20年3月現在

		団体名等	氏名	備考
市議会議員	1	宇都宮市議会議員	高橋 美幸	
	2	宇都宮市議会議員	角田 和之	
社会福祉事業従事者	3	宇都宮市知的障害者育成会理事	加藤 佳子	
	4	宇都宮地区精神障害者援護会理事	亀山 武昭	
	5	宇都宮市老人クラブ連合会会長	佐藤 六夫	
	6	宇都宮市民間保育園園長会副会長	直井 克仁	
	7	栃木県地域包括・在宅介護支援センター協議会会長	浜野 修	
	8	宇都宮市社会福祉協議会会長	藤井 清	
	9	宇都宮市障害者福祉会連合会会長	麦倉 仁巳	
学識経験者	10	宇都宮大学教育学部教授	池本 喜代正	
	11	前宇都宮市民生委員児童委員協議会会長	瀬尾 充男	分科会長
	12	宇都宮市女性団体連絡協議会会長	添田 包子	
	13	宇都宮市自治会連合会副会長	鶴蒔 邦博	職務代理者
	14	宇都宮ボランティア協会会長	松本 カネ子	
臨時委員	15	社団法人栃木県バス協会専務理事	太田 満	
	16	東武鉄道株式会社 東武宇都宮駅駅長	早乙女 壽夫	
	17	東日本旅客鉄道株式会社 宇都宮駅駅長	中村 成一	
	18	社団法人栃木県建築士事務所協会会長	本澤 宗夫	
	19	社団法人宇都宮建設業協会副会長	増淵 薫	
	20	(公募委員)	大塚 豊	
	21	(公募委員)	篠崎 道子	
	22	(公募委員)	平野 悦子	

（3）庁内策定組織

第2次宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり推進計画策定委員会設置要綱

（設置）

第1条 高齢者や障がい者及び児童をはじめとするすべての市民が住み慣れた地域において、安心して自立した生活を送れるよう、福祉のまちづくりに関する施策の総合的な推進を図るための「宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり推進計画」（以下、「推進計画」という。）を策定するため、第2次宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり推進計画策定委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1）推進計画の策定及び改定に関すること。
- （2）その他、推進計画の策定及び改定に関し必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長には保健福祉部次長、副委員長には保健福祉部次長（保健衛生担当）及び建設部次長をもって充てる。
- 3 委員には別表1に掲げる者をもって充てる。
- 4 委員長は委員会を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

（会議）

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、必要に応じて関係する次長・課長等による委員会を開催することができる。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（検討部会）

第5条 委員会に検討部会を置く。

- 2 検討部会は、部会長、副部会長及び委員をもって組織する。
- 3 部会長には高齢福祉課長補佐、副部会長には保健福祉総務課長補佐をもって充てる。
- 4 委員には別表2に掲げる課に所属する者をもって充てる。
- 5 部会長は部会を総理する。

6 副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときは、副部長がその職務を代理する。

7 部の所掌事務は次のとおりとする。

(1) 推進計画案の策定及び改定に関すること。

(2) その他、推進計画案の策定及び改定に関し必要な事項に関すること。

(庶務)

第6条 委員会に関する庶務は、保健福祉部保健福祉総務課及び高齢福祉課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

<p>財政課長、政策審議室長、交通政策課長、地区行政課長、みんなでまちづくり課長、生活安心課長、保健福祉総務課長、生活福祉課長、高齢福祉課長、障がい福祉課長、児童福祉課長、健康増進課長、保健予防課長、商工振興課長、土木管理課長、道路維持課長、建築課長、住宅課長、都市計画課長、建築指導課長、公園緑地課長、学校管理課長、学校教育課長、生涯学習課長</p>
--

別表2 (第5条関係)

<p>財政課、政策審議室、交通政策課、地区行政課、みんなでまちづくり課、生活安心課、保健福祉総務課、生活福祉課、高齢福祉課、障がい福祉課、児童福祉課、健康増進課、保健予防課、商工振興課、土木管理課、道路維持課、建築課、住宅課、都市計画課、建築指導課、公園緑地課、学校管理課、学校教育課、生涯学習課</p>
--

3 策定経過

平成19年

- 4月17日 関係課長会議
- 4月19日 庁議次長会議
- 4月26日 庁議部長会議
- 6月13日 地域福祉計画推進委員会
- ・「宇都宮市地域福祉計画」の統合について
 - ・「宇都宮市地域福祉計画」の評価について
 - ・新たな計画において特に配慮すべき事項について ほか
- 第1回委員会
- ・「(仮称)第2次宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり推進計画（地域福祉計画）」の策定体制等について
- 6月26日 宇都宮市社会福祉審議会地域福祉専門分科会臨時委員（公募委員）選考委員会
- 6月28日 第1回検討部会
- ・福祉のまちづくりに関するアンケート結果の概要について
 - ・現行計画計上事業における実績及び今後の方向性について
 - ・ブロック別意見交換会の実施について ほか
- 7月10日 第2回委員会
- ・福祉のまちづくり及び地域福祉に関するアンケート結果の概要等について
 - ・「福祉のまちづくり推進計画（改定版）」における施策の現状及び今後の方向性について
 - ・次期計画において特に配慮すべき事項について ほか
- 7月12日 第1回宇都宮市社会福祉審議会全体会
- ・平成19年度専門分科会の調査審議について ほか
- 第1回宇都宮市社会福祉審議会地域福祉専門分科会
- ・「(仮称)第2次宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり推進計画（地域福祉計画）」の策定体制等について
 - ・福祉のまちづくり及び地域福祉に関するアンケート結果の概要等について
 - ・ブロック別意見交換会の実施について
- 8月21日 ブロック別意見交換会の実施
- ～29日
- 10月12日 第2回検討部会
- ・ブロック別意見交換会の結果について
 - ・「(仮称)第2次宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり推進計画（地域福祉計画）」の施策体系（案）について
- 10月25日 第3回検討部会
- ・「(仮称)第2次宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり推進計画（地域福祉計画）」の施策体系（案）に掲げる事業等について
- 11月 9日 第3回委員会
- ・ブロック別意見交換会の結果について
 - ・「(仮称)第2次宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり推進計画（地域福祉計画）」の施策体系（案）について
 - ・施策の内容及び主な取組（案）について

- 1 1月27日 **第2回宇都宮市社会福祉審議会地域福祉専門分科会**
- ・ブロック別意見交換会の結果について
 - ・現行計画における施策の現状等及び次期計画において配慮すべき事項について
 - ・施策の内容及び主な取組（案）について ほか
- 1 2月26日 **第4回検討部会**
- ・「(仮称) 第2次宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり推進計画（地域福祉計画）」(素案) について
 - ・「(仮称) 第2次宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり推進計画（地域福祉計画）」における重点的取組及び目標値について
- 平成20年
- 1月 7日 **第4回委員会**
- ・「(仮称) 第2次宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり推進計画（地域福祉計画）」(素案) について
 - ・目標値を設定する取組（重点的取組及び効果的取組）について
- 1月 8日 **関係部長会議**
- 1月 9日 **政策会議**
- 1月15日 **第3回宇都宮市社会福祉審議会地域福祉専門分科会**
- ・「(仮称) 第2次宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり推進計画（地域福祉計画）」(案) について
 - ・計画における主要取組及び目標値について
- 1月28日 **パブリックコメントの実施**
～2月18日
- 2月20日 **第5回検討部会**
- ・パブリックコメントの結果等について
 - ・宇都宮市社会福祉審議会からの提言書（案）について
 - ・「(仮称) 第2次宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり推進計画（地域福祉計画）」(案) について
- 2月21日 **第5回委員会**
- ・パブリックコメントの結果等について
 - ・宇都宮市社会福祉審議会からの提言書（案）について
 - ・「(仮称) 第2次宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり推進計画（地域福祉計画）」(案) について
- 2月28日 **第4回宇都宮市社会福祉審議会地域福祉専門分科会**
- ・パブリックコメントの結果等について
 - ・宇都宮市社会福祉審議会からの提言書（案）について
 - ・「第2次宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり推進計画」(案) について
- 3月 3日 **宇都宮市社会福祉審議会から市長への提言**
- 3月14日 **庁議次長会議**
- 3月19日 **第2回宇都宮市社会福祉審議会全体会**
- 3月21日 **庁議部長会議**

4 宇都宮市社会福祉審議会からの提言書

「第2次宇都宮市やさしさをはぐくむ 福祉のまちづくり推進計画」

提 言 書

平成20年3月3日

宇都宮市社会福祉審議会

1. 提言にあたって

本審議会は、市民福祉の一層の増進を図るため、市が平成13年に策定した「宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり推進計画」及び平成16年に策定した「宇都宮市地域福祉計画」を見直し、両計画を統合・一元化した新たな「第2次宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり推進計画」を策定するにあたり、専門的な見地から意見を提言するものである。

地域福祉専門分科会は、この「第2次宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり推進計画」の策定に関しての審議を行う機関として本審議会に設置されたものであり、平成19年7月12日の第1回会議以降、4回の会議を開催し、様々な議論を重ねてきた。

少子高齢化社会の進行、地域の相互扶助機能の低下、団塊世代の大量退職、度重なる社会福祉制度の改正など、昨今の社会情勢が急速に変化する中、本市においても市民を取り巻く環境は大きく変容し、その結果生じている既存施策では応えきれない福祉ニーズ、福祉制度のはざ間にある人々、複数の問題を重層的に抱える家族や地域への支援など、複雑・多様化する福祉課題に対し、早急な対応が求められている。

こうした課題に適切に対応し、市民一人ひとりが「笑顔で言葉をかわし、健康でいきいきと暮らせる心のふれあう福祉のまち」を実感できるまちを築き上げていくためには、公的な福祉サービスの充実に努めることはもとより、市民の福祉意識の高揚や地域全体で自立を共に支え合う環境を創出することが重要である。そのためには、市民・事業者・行政などがそれぞれの特性や能力を発揮しながら「やさしさをはぐくむ福祉のまち」の実現に向け、より一層の協働を図ることが必要となっている。

本審議会は、このような基本的な認識のもとに、この提言をまとめたところである。市においては、新たな「第2次宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり推進計画」を策定するにあたり、この提言の趣旨を十分に反映するとともに、計画推進にあたっては、計画が本市の福祉のまちづくり並びに地域福祉の基本指針となることを念頭において、各種施策・取組を総合的・効果的に推進することを期待するものである。

2. 計画について

（1） 対応すべき課題について

本市の人口動態を見ると、高齢者人口・高齢化率ともに毎年増加しており、平成7年から平成17年の10年間で、高齢者世帯のうち、配偶者との2人世帯は2倍以上（約5千4百世帯→約1万2千世帯）、ひとり暮らし高齢者は概ね2倍程度（約5千5百世帯→約1万1千世帯）と急速に増加している。一方、出生数は、平成12年から平成18年の6年間、4千5百人から5千人の間で増減を繰り返しており、年少人口は減少傾向にある。今後も、少子高齢化の傾向は続くと思込まれる。

また、障がい者の状況については、平成16年から平成19年の3年間で、身体（約1万1千人→約1万3千人）・知的（約2千人→約2千5百人）・精神（約1千人→約1千5百人）の3障がい者ともに増加傾向にあり、重複障がいを持つ身体障がい者数も毎年増加している。

一方、平成19年2月に市が実施した20歳以上の市民を対象としたアンケート結果からは、約8割の市民が「福祉のまちづくり」に関心があるとし、その実現のためには「思いやりをもつこと」、「建築物などハード面のバリアフリー整備」が必要であるとそれぞれ約4割の人が回答していることから、ソフト・ハード両面からの相乗的なバリアフリーの推進を図ることが重要である。また、市民活動や福祉活動への参加意思についても、6割以上の市民が「今後参加したい」と答え、約9割が『「声かけや交流などコミュニケーションを図る活動」は参加しやすい』と回答していることから、身近な地域において気軽に参加・実践できる取組に関する情報提供や交流・活動の場の提供など、市民が自発的・主体的に活動できる環境づくりを推進する必要がある。

このほか、地域ブロック別の意見交換会においても、プライバシーを確保しつつ、万一の時に直ぐに支援を受けられる地域社会の構築や、必要な時に適切な福祉サービスが受けられる利用者に分かりやすいサービスの提供、思いやりの心を育む福祉教育の重要性などが指摘されたところであり、これらの課題に対する早急な対応が求められている。

さらに、こうした課題の解決には、行政の力だけでは限りがあることから、本市の福祉を支える様々な人々や団体（地域資源）とその密接な連携・協力体制の強化に努めるなど、市民・事業者・行政が一丸となって福祉のまちづくりを進められるよう、ネットワークづくりやコーディネートの充実などが必要である。

これら種々の課題に対応するための新たな計画については、本市の福祉のまちづくりの基本理念をうたった「福祉都市宣言」を踏まえ、目指すべき5年後の宇都宮市の姿について明確な目標を定めるなど、市民に分かりやすい計画として策定し、これを効果的に具現化し得る各種施策についても、一定の目標を定めるなどして着実に推進することが望まれる。

（２） 取り組むべき内容について

① 「思いやり」や「福祉のこころ」の醸成に向けて

昨今の利潤や合理性を希求する世相は、個人主義のまん延や地域社会の希薄化などの問題をもたらし、そのような中で、今、「人」としてのあり方が社会のあり様を左右することの重要性が改めて認識されている。福祉分野においても、建築物等のバリアフリー化や多様な福祉サービスが整備されたとしても、「福祉のこころ」の礎（いしずえ）となる「やさしさ」や「思いやり」が人々の心に育まれていなければ、真に「福祉のまちづくり」が達成されたとはいえず、そうした意味での「人づくり」がますます大切となっているといえる。

他者を理解しようとする気持ちを持ち、日常の中でちょっとした手助けや声かけが自然にできる人づくりとまちづくりのためには、市民意識の啓発や年代・障がい等を超えた交流をより一層促進するほか、幼少期からの適切な福祉教育も大切である。また、ボランティアやNPOなど、地域に根ざした福祉活動を行う人材を広く育成し積極的な活用を図るとともに、その活動のさらなる支援に努めることが求められる。

② 誰もが安心して暮らせる福祉サービスの仕組みの充実に向けて

高齢社会が進む中、生涯にわたり健康で生きがいを持った生活を送るためには、気軽に社会参加できるような環境づくりが望まれ、生涯学習の機会や就業の機会の確保・充実を図ることが重要である。特に団塊世代の大量退職時代を迎え、その能力を社会に再活用する

ための取組が急務となっている。一方で、社会福祉基礎構造改革以降、それまでの施設中心のサービスから、個人が在宅で自立した生活が送れるよう支援するサービスへと転換が図られたが、制度の改正に伴う障がい者の地域生活への移行や母子家庭等の自立に向けた支援として、雇用や就労機会の積極的な確保に取り組む必要がある。

また、近年の情報化社会の急速な進展は、膨大な情報量の取捨選択の難しさや情報媒体の複雑化により、高齢者や障がい者等にとって、必ずしも情報が得やすい環境にあるとはいえないのが現状である。こうした高齢者や障がい者等が必要とする情報を的確に得ることができず、不利益を被ったり、普段の生活の中で意思疎通が妨げられることがないよう、コミュニケーション手段の充実を図り、情報のバリアフリー化を一層推進することが重要である。

さらに、誰もが安心して暮らせる社会にするためには、保健・福祉制度のはざ間にある人や、複雑な家庭環境から重複的に問題を抱える人なども漏れなく救済できるようなきめ細かなサービスの提供体制を構築し、一生を通じ必要な時に、多様な選択肢の中からの的確な情報と適切な福祉サービスを楽しむことができるような仕組みづくりが重要である。行政においても、身近な地域との総合的な相談機能の一層の充実強化を図るとともに、苦情相談体制の整備や権利擁護制度の利用促進に努める必要がある。

③ 自立した生活を支える地域社会と生活基盤づくりに向けて

地域の人間関係の希薄化が叫ばれて久しいが、今日の地域社会の現状は、ひきこもり・虐待・孤独死など、見過ごしにできない問題が顕在化してきている。地域でなければ分からない課題やニーズを地域全体で自分たちの問題として捉え、考えていく姿勢がこれからの地域福祉には欠くことはできない。そして、地域の福祉を支える様々な人や団体が相互に協力し連携を密にしながら、より効果的に地域活動や地域福祉に取り組み、「共に支え合うまち」を築いていく必要がある。

また、高齢者や障がい者等をはじめとするすべての人が、安全で円滑な施設利用や交通機関での移動ができるよう、公共建築物や道路・公園などの公共施設、民間の公共的施設、公共交通手段のバリアフリー整備についても一層の推進を図る必要がある。

3. 重点的に取り組むべきものについて

(1) 「福祉のこころ」の醸成

「福祉都市宣言」の「心のふれあう福祉のまち」の実現には、やさしさや思いやりの気持ちを育み、市民の中に「福祉のこころ」を着実に醸成していくことが肝要であることから、様々な機会・媒体を通じた周知啓発や交流の促進、体験型の福祉教育や各種福祉講座の充実などの一層の推進を図る必要がある。こうした取組においては、高齢者や障がい者等への理解不足から生じる偏った認識を取り除く「心のバリアフリー」という考え方からさらに一歩進んで、すべての人の個性と多様な生き方が尊重され、誰もが心豊かに暮らせるよう、福祉面においても「ユニバーサルデザインの考え方」を持ってソフト面での取組に臨むべきである。

(2) 地域のネットワークを活用した地域福祉の推進

少子高齢化の進展や障がい者の地域生活への移行など、福祉を取り巻く環境が大きく変化する中、今や、地域の力無しに各種福祉施策を推進することはますます困難となっている。高齢者や障がい者が住み慣れた地域で安心して自立した生活が営めるよう、地域の福祉に係る様々な人材（地域資源）やそのネットワーク機能を活用し、地域特性や地域ニーズに応じた活動を主体的に展開することが重要であり、そうした活動が有機的に結びつくようにコーディネートすることも必要である。災害時要援護者対策や認知症高齢者対策、ひとり暮らし高齢者の見守り事業などについても、個人の尊厳やプライバシーに配慮しながら、必要な情報の共有化を図り、万一の時には直ちに円滑な支援ができるよう、ネットワーク機能の充実や地域力の強化に努める必要がある。

4. 取組の推進について

絶え間なく流動する社会情勢の中で、本市が「福祉都市宣言」に掲げる福祉のまちづくりの理想を実現するには、常に目指すべき将来像を念頭に置いた福祉施策の展開が必要である。将来像を明確化するために、重点的な取組の選定や目標値の設定を行い、目標の達成状況の把握や計画の進行管理、計画の進捗状況の公表などを実施し、本市福祉分野の指針となる計画として、説明責任が果たせるよう推進していくことが求められる。

また、計画を実効あるものとするには、関連する計画との整合に配慮しながら関係部局と協力連携し、推進を図る体制の構築も必要不可欠である。達成状況の確認や分析・検証、成果の評価を幅広い視点からの確に実施するために、「宇都宮市社会福祉審議会」への報告・意見聴取などを行いながら、必要に応じて修正や見直しを加えることが望まれる。

さらに、施策の展開にあたっては、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を認識し、特性を生かし合うことで一体的・効果的な推進が図られるとの観点に立ち、「宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり推進協議会」や「宇都宮市社会福祉協議会」、ボランティアをはじめ自治会や老人クラブなど各種団体等と密接な連携を図るととともに、市民や事業者が本計画の趣旨を十分理解し、主体的に関わることができるよう、計画の公表にあたっては、市民に分かりやすい表現・内容で周知を徹底することが重要である。

5. 推進にあたっての配慮すべき意見について

上記のほか、計画に基づく取組を推進するにあたり、可能な限り取組に反映することを願うもの及び実現へ向けた配慮を願うものは次のとおりである。

- ・ 地域福祉を推進するうえで、地域のネットワークを上手く機能させていくためには、地域の意見交換会などを今後も継続して開催することも効果的である。また、意見交換を有意義なものとするには、福祉関係者や各団体の役員ばかりでなく、高齢者や障がい者など支援を受ける当事者側も幅広く参加できるものとすべきである。さらに、地域の主体的な事業の実施にあたっては、企画段階から当事者も参画できるように配慮することが望ましい。
- ・ 高齢者や障がい者などが地域で活動できるような生活環境の整備が大切である。特に、身近な地域でごく自然に集まれる場所が少ないことから、交流の場や活動の拠点となるよう、施設の開放などを進めてはどうか。
- ・ 地域福祉の中核として、地域包括支援センター機能の一層の充実を図り、研修等を通じた職員の資質向上や公正・中立性の担保に努め、地域資源やネットワーク機能のコーディネーターとしての役割が果たせるよう指導支援を行っていくことが求められる。
- ・ 地域ネットワーク機能の拡充を図るには、ごく身近な地域において地域福祉の推進を担うような組織を設ける方法や、老人クラブなどが持つ豊富な人材や手法を活用する方法など、様々な組織・団体の効果的な活用について検討する必要がある。
- ・ 行政と地域の連携が重要となっている中、市民協働による地域福祉を推進するうえでも、自治会や老人クラブ等の加入促進などについて地域とともに取り組んでいく必要がある。
- ・ 公的制度のサービスでは賄えない部分や制度のはざ間にありサービスを受給できない人への支援にボランティアの力は欠くことができないことから、ボランティアの養成だけでなく、その後の活用こそ力を注ぐべきである。手話や要約筆記など福祉の専門的知識を養成する講座は、縦割りであるため、横の連携を図り活動に繋がるような方策

が必要である。また、市民が気軽にボランティア活動を行えるよう、活動団体や活動場所などについて行政が積極的にPRすべきである。

- ・ 「福祉のこころ」を醸成するには、幼少期からの福祉教育が大切であることから、学校教育の中においても交流及び共同学習を推進するとともに福祉施設等での体験教育など「福祉のこころ」を醸成する運動を取り入れることが望ましい。

5 宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり条例

平成 12 年 3 月 24 日

条例第 18 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 6 条)
- 第 2 章 福祉のまちづくりに関する施策の推進(第 7 条—第 12 条)
- 第 3 章 市民福祉の増進(第 13 条—第 16 条)
- 第 4 章 公共的施設の整備(第 17 条—第 27 条)
- 第 5 章 公共交通手段及び住環境の整備(第 28 条・第 29 条)
- 第 6 章 委任(第 30 条)

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、高齢者、障害者及び児童をはじめとするすべての市民が個人として尊重され、様々な社会活動に主体的に参加できるよう、市民、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、それぞれが相互に協力及び連携をして、笑顔でことばを交わし、健康でいきいきと暮らせるやさしさをはぐくむ福祉のまちづくり(以下「福祉のまちづくり」という。)を推進し、もって市民福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 高齢者、障害者等 高齢者、障害者その他日常生活又は社会生活に身体等の機能上の制限を受ける者をいう。
- (2) 公共的施設 病院、劇場、百貨店、ホテル、集会場、公共交通機関の施設、道路、公園その他の不特定かつ多数の者の利用に供する施設で規則で定めるもの及びこれらに付帯する施設をいう。
- (3) 公共車両等 一般旅客の用に供する鉄道の車両及び自動車をいう。

(市民の責務)

第 3 条 市民は、福祉のまちづくりについて理解を深め、主体的かつ積極的に福祉のまちづくりの推進に努めなければならない。

2 市民は、それぞれが相互に協力して、福祉のまちづくりの推進に努めなければならない。

3 市民は、市がこの条例に基づき実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、地域社会を構成する一員として、福祉のまちづくりについて理解を深め、積極的に福祉のまちづくりの推進に努めなければならない。

2 事業者は、他の事業者と協力して、福祉のまちづくりの推進に努めなければならない。

3 事業者は、市がこの条例に基づき実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力しなければならない。

4 事業者は、この条例の趣旨にのっとり、自ら所有し、又は管理する公共的施設について、高齢者、障害者等の安全かつ円滑な利用に供するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（市の責務）

第5条 市は、この条例の目的を達成するため、福祉のまちづくりに関する施策を策定し、実施する責務を有する。

2 市は、市民及び事業者が行う福祉のまちづくりに関する活動、公共的施設の整備その他の福祉のまちづくりの推進について、その自主性を尊重するとともに、必要に応じて支援するよう努めるものとする。

3 市は、この条例の趣旨にのっとり、自ら所有し、又は管理する公共的施設について、高齢者、障害者等の安全かつ円滑な利用に供するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（市民、事業者及び市の協力及び連携）

第6条 市民、事業者及び市は、それぞれが相互に協力及び連携をし、一体となって福祉のまちづくりを推進するものとする。

2 市は、市民及び事業者と協力及び連携をして、福祉のまちづくりを推進する体制を整備するものとする。

第2章 福祉のまちづくりに関する施策の推進

（計画の策定）

第7条 市長は、福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、必要な計画を定めるものとする。

2 前項の計画は、高齢者、障害者等が住み慣れた地域において自立した生活を営み、積極的に社会参加ができるよう保健福祉に関する効果的なサービスの提供が図れるものでなければならない。

（意識の高揚）

第8条 市は、市民及び事業者が自主的に福祉のまちづくりに関する活動に取り組むよう意識の高揚に努めるものとする。

（福祉に関する教育の充実）

第9条 市は、高齢者、障害者等に対する思いやりのある福祉の心をはぐくむため、福祉に関する教育の充実に努めるものとする。

（生涯学習の機会の確保）

第10条 市は、高齢者、障害者等が生きがいを持って、豊かな生活を送ることがで

きるよう生涯学習の機会の確保に努めるものとする。

(情報の提供)

第 11 条 市は、市民及び事業者の福祉のまちづくりに関する自主的な活動を促進するため、情報の提供に努めるものとする。

(表彰)

第 12 条 市長は、福祉のまちづくりの推進について著しい功績のあると認められる者又は福祉のまちづくりの模範となる優良な事例に係るものに対し、宇都宮市表彰条例(平成 12 年条例第 7 号)の規定により、表彰するものとする。

第 3 章 市民福祉の増進

(健康の保持及び増進)

第 13 条 市民は、健康に関する意識を高め、自らの健康の保持及び増進に努めるものとする。

2 事業者は、その事業のために雇用している者の健康の保持及び増進に努めるものとする。

3 市は、市民が健康に関する意識を高め、健康の保持及び増進に努めることができるよう必要な施策を講ずるものとする。

(児童の健全育成)

第 14 条 市民は、児童が心身ともに健やかに育つよう子育てに関する家庭環境を整備するとともに、地域における子育ての支援に努めるものとする。

2 事業者は、児童が心身ともに健やかに育つようその事業のために雇用している者の子育て及び地域における子育ての支援に努めるものとする。

3 市は、児童が心身ともに健やかに育ち、幸せな生活が送れるよう必要な施策を講ずるものとする。

(就業機会の確保)

第 15 条 事業者は、高齢者及び障害者の就業機会の確保に努めるとともに、その雇用する高齢者及び障害者に係る職場環境の整備に努めるものとする。

2 市は、高齢者及び障害者がその意欲と能力に応じて就業する機会が確保されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(ボランティア活動への参加及び支援)

第 16 条 市民及び事業者は、福祉のまちづくりに関するボランティア活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

2 市は、市民及び事業者が行う福祉のまちづくりに関するボランティア活動を支援するため、必要な施策を講ずるものとする。

第 4 章 公共的施設の整備

(整備基準)

第 17 条 市長は、公共的施設の構造及び設備の整備について、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に当該施設を利用できるよう必要な基準(以下「整備基準」という。)を定めるものとする。

2 整備基準は、出入口、廊下、階段、昇降機、便所、駐車場その他の市長が必要と認めるものについて、公共的施設の区分に応じて規則で定めるものとする。

（整備基準の遵守）

第18条 公共的施設の新設又は改修(建築物にあっては、増築、改築、建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第14号に規定する大規模の修繕又は同条第15号に規定する大規模の模様替えをいい、用途の変更を含む。以下同じ。)をしようとする者(改修により、公共的施設に該当することとなる当該施設の改修をしようとする者を含む。)は、整備基準を遵守しなければならない。ただし、整備基準以上に高齢者、障害者等が安全かつ円滑に当該施設を利用できる場合、当該施設における地形、構造等の状況から整備基準による新設又は改修が著しく困難である場合その他これらに準ずる場合で、市長が特に認めるときは、この限りでない。

（既存の公共的施設の整備）

第19条 この章の規定の施行の際、現に存する公共的施設を所有し、若しくは管理する者、又は現に公共的施設の新設若しくは改修を行っている者は、当該施設を整備基準に適合させるよう努めなければならない。

（維持保全）

第20条 整備基準に適合した公共的施設を所有し、又は管理する者は、当該施設を引き続き当該整備基準に適合した状態に維持し、保全するよう努めなければならない。

（事前協議）

第21条 公共的施設のうち規則で定める種類及び規模に該当する施設(以下「特定施設」という。)の新設又は改修(改修により、特定施設に該当することとなる当該施設の改修を含む。以下同じ。)をしようとする者は、整備基準に係る当該施設の構造及び設備について、規則で定めるところにより、あらかじめ市長と協議しなければならない。協議した内容を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の協議(以下「事前協議」という。)は、特定施設の区分に応じ、規則で定める日までに開始しなければならない。

3 市長は、事前協議に係る特定施設について、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用するための措置の確保を図るため必要があると認めるときは、当該協議をした者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

（工事完了の届出）

第22条 事前協議をした者は、当該協議に係る工事が完了したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（完了検査）

第23条 市長は、前条の届出があったときは、当該届出に係る特定施設が整備基準に適合しているかどうかの検査を行うものとする。

2 市長は、前項の検査の結果、当該検査に係る特定施設が整備基準に適合しないと認めるときは、前条の届出をした者に対し、必要な指導又は助言をすることができ

る。

(適合証の交付)

第 24 条 市長は、前条第 1 項の検査の結果、当該検査に係る特定施設が整備基準に適合していると認めるときは、第 22 条の届出をした者に対し、整備基準に適合していることを証する証票(以下「適合証」という。)を交付する。

2 前項に定める場合を除くほか、公共的施設の所有者等は、当該施設を整備基準に適合させたときは、規則で定めるところにより、市長に対し、適合証の交付を請求することができる。

3 市長は、前項の請求があった場合において、当該請求に係る公共的施設が整備基準に適合していると認めるときは、当該請求をした者に対し、適合証を交付する。

(勧告)

第 25 条 市長は、第 21 条第 2 項の規則で定める日までに事前協議を行わずに特定施設の新設又は改修に着手した者に対して、直ちに当該協議を行うよう勧告することができる。

2 市長は、事前協議を行った者が当該協議に係る特定施設の新設又は改修を行った場合において、工事の内容が当該協議と異なり、かつ、当該施設が整備基準に適合しないと認めるときは、当該協議を行った者に対し、規則で定めるところにより、当該協議の内容に従った工事を行うことその他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(公表)

第 26 条 前条の勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、宇都宮市行政手続条例(平成 8 年条例第 41 号)第 35 条の規定により、その事実等を公表するものとする。

(立入調査等)

第 27 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、特定施設を設置し、若しくは管理する者又は新設し、若しくは改修しようとする者に対し、必要な報告を求め、又は当該職員に当該施設若しくはその工事現場に立ち入らせ、整備基準への適合状況を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入調査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第 5 章 公共交通手段及び住環境の整備

(公共交通手段の整備)

第 28 条 公共車両等を所有し、又は管理する者は、当該公共車両等について、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるよう必要な整備に努めなければならない。

2 公共車両等を所有し、又は管理する者は、当該公共車両等を運行するに当たり、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に当該車両等を利用できるよう案内標示設備の設

置その他の必要な整備に努めなければならない。

（住環境の整備）

第29条 市民は、その所有する住宅について、当該住宅に居住する高齢者、障害者等が当該住宅を安全かつ円滑に使用できるよう配慮し、構造及び整備に関する必要な整備に努めなければならない。

2 住宅を供給する事業者は、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるよう配慮された住宅の供給に努めなければならない。

第6章 委任

第30条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第4章及び第5章の規定は、平成12年10月1日から施行する。

6 用語解説

【い】

・インフォーマルサービス

家族や友人，ボランティアなどからの非公式的な援助や地域住民の助け合いなど，行政などが公的な制度に基づいて提供するサービス以外のサービスのこと。フォーマルサービスの対語として使われる。

【お】

・オストメイト

直腸がんや大腸がんなどの手術によって肛門や膀胱などが切除され，腹部に人工肛門・人工膀胱（ストーマ）を装着した身体障がい者のこと。

【く】

・苦情解決制度

福祉サービスに対する利用者の苦情や意見を幅広くくみ上げ，サービスの改善を図り，質の高いサービスの提供を実現するための制度。社会福祉法においては，社会福祉事業の経営者は利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければならないとされている。

・グループホーム

知的障がい者や精神障がい者が共同生活を行う住居に世話人をおき，入居者に対して必要な世話をを行う施設などのこと。また，認知症高齢者についても，同じようなグループホームがある。

【け】

・ケアホーム

常時介護が必要な障がい者に対し，共同生活を営む住宅で，入浴，排泄，食事の介護を提供する施設。

【こ】

・合計特殊出生率

ひとりの女性（15歳～49歳）が，一生のうちに出産する子どもの数の平均を表した指標のこと。

・高齡化率

総人口に占める高齡者人口の割合。国連の定義では、高齡化率が7%を超すと「高齡化社会」、14%を超えると「高齡社会」という。

・コーディネーター

いろいろな要素を統合したり調整したりして、全体をひとつにまとめ上げる人や職業などのこと。

・国際シンボルマーク

障がい者が容易に利用できる建物・施設であることを明確に表すための世界共通のマーク。建物の規定などマークの使用については、国際リハビリテーション協会の「使用指針」に定められている。なお、このマークは車椅子を利用する障がい者に限定して使用されるものではなく、すべての障がい者を対象としている。

【し】

・自己評価制度

福祉サービス提供者が、自ら提供するサービスの質の評価を行い、利用者の立場に立った適切な福祉サービスの提供を図るための制度。社会福祉法においては、社会福祉事業の経営者は、自己評価等の措置を講じ、福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならないとされている。

・社会福祉法人

社会福祉法に定められた社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人。なお、社会福祉事業には、特別養護老人ホームや児童養護施設などが経営できる「第一種社会福祉事業」と、保育所やデイサービスなどが経営できる「第二種社会福祉事業」がある。

・食育

生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの。また、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

【す】

・推計人口

国勢調査による人口を基に、その後における各月の人口の動きを他の人口関係資料から得て算出する、毎月1日現在の人口。

【せ】

・生活習慣病

食生活，運動，休養，喫煙，飲酒などの生活習慣が，病気の発症や進行に関与する疾患群のこと。例えば，がんや脳卒中，心臓病，高血圧症，糖尿病などの病気がある。

・成年後見制度

認知症高齢者や知的障がい者など判断能力が不十分な方々が，財産管理や福祉サービスの利用についての契約などの法律行為を自分で行うことが困難であるような場合に，判断能力が不十分な方々を保護し，支援する制度。

【そ】

・総合計画

市町村における「まちづくりの最も基本となる計画」ともいえるもので，その地域における行財政運営の長期的な指針となる，市政運営の基本となる計画。

・ソーシャル・キャピタル

一般に「社会関係資本」と訳され，人々の協調行動の活発化が社会の効率性を一層高めるという観点から，道路や橋などのハード的な社会資本ばかりでなく，絆や信頼，社会的ネットワークといったソフト的な社会的資産も重要であるという考え方。

・ソーシャルインクルージョン

貧困者やホームレス，文化的な相違によって社会的に孤立している日本国籍を有しない住民などを社会から排除された人たちとしてとらえ，そういう人たちも社会の一員として共に生き，支え合う仲間として，誰もが排除されない社会づくりを目指すという考え方。

【た】

・第三者評価制度

福祉サービスを事業者・利用者以外の公正・中立な第三者機関が，専門的かつ客観的な立場から評価し，福祉サービスの質の向上と利用者の適正な選択を図るための制度。

・団塊世代（団塊の世代）

第二次世界大戦後，数年間のベビーブームに生まれた世代のこと。昭和22（1947）年から昭和26（1951）年頃までに生まれた人々のことをさす。

【ち】

・地域福祉活動計画

「福祉のまちづくり（地域福祉の充実）」を目指すために、社会福祉協議会を中心として、地域の福祉活動を行おうとする住民・福祉団体・施設・保健医療機関・民間企業などの組織が策定するもので、地域における住民などの自主的・主体的な福祉活動をどう進めるかについて具体的に定めた行動計画。

・地域福祉権利擁護制度

認知症高齢者や知的障がい者などの判断能力が不十分な方や虚弱な高齢者などが、住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援する制度。具体的には、社会福祉協議会が契約により本人に代わって日常的金銭管理や通帳等の預かり、福祉サービスの利用手続きなどを行う。

【に】

・認知症

「痴呆」に対する誤解や偏見の解消を図る一環として、「痴呆」に替わる用語として平成16（2004）年から使用されている用語。医療用語では、引き続き「痴呆」を使用する場合がある。

【ね】

・ネットワーク

網の目状に人や機関が連携し、ある問題の解決に向けて意識や情報、知恵を共有しながら、ひとつの有機体のように共通目標に向かって活動を行うこと。狭義では、情報交換のための組織や連絡網を指すこともある。

【の】

・ノーマライゼーション

障がい者や高齢者などを特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方。

・乗合タクシー

乗員定員10人以下の車両により、乗り合いで旅客を運送するタクシー。

・ノンステップバス

床面の地上面の高さが30cm以下で乗降口の段差がなく、車椅子スペースや車椅子が通るのに十分な幅が確保されているなど、車椅子のまま乗降できる仕様のバス。

【は】

・パブリックコメント

行政機関が重要な施策の立案や計画の策定などを行う際、その案を公表し、広く住民に意見や情報を求め、提出された意見などを考慮して決定していくこと。

・バリアフリー

高齢者や障がい者などが社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁などすべての障壁を除去するという考え方。

・ハローワーク

公共職業安定所の愛称で、都道府県労働局長の指揮監督のもとに、職業紹介・職業指導・失業給付などに関する事務を行う国の行政機関のこと。

【ひ】

・P D C A サイクル（Plan-Do-Check-Act Cycle）

製造業や建設業などの事業活動において、継続的な業務改善を行いながら、生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める方法。現在、ビジネスの場面においても、「仕事の基本」を表現するために用いられる場合が多い。

・ひきこもり

成人した後も自宅に閉じこもったまま仕事もせず、外出もほとんどしない状態をいう。特に、20代後半までに問題化し、6ヶ月以上自宅にひきこもり、精神疾患が原因と考えにくい場合を「社会的ひきこもり」という。

【ふ】

・フォーマルサービス

介護保険や保育サービスなど、行政などが公的な制度に基づいて提供するサービスのこと。インフォーマルサービスの対語として使われる。

【ま】

・マタニティマーク

妊産婦が交通機関などを利用する際に身に付け、周囲が妊産婦への配慮を示しやすくするためのマーク。また、妊産婦にやさしい環境づくりを推進するため、交通機関、職場、飲食店、その他の公共機関などが、その取組や呼びかけ文をマークに付してポスターなどとして掲示している。

【む】

・向う三軒両隣

普段親しく付き合う近所の意味で、自分の家の向かい側の3軒の家と両隣の2軒の家をいう。江戸時代の「五人組」のような隣保組織や相互扶助制度を背景にした言葉である。

【め】

・メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）

内臓脂肪型肥満を共通の要因として高血糖、脂質異常、高血圧が引き起こされる状態で、それぞれが重複した場合は命にかかわる病気を招くこともある。ただし、食べ過ぎや運動不足など、悪い生活習慣の積み重ねが原因となって起こるため、生活習慣の改善によって予防・改善できる。

【ゆ】

・ユニバーサルデザイン

あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種などに関わらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。また、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」という考え方のもと、身体的状況、年齢、国籍などを問わず、可能な限りすべての人が、人格と個性を尊重され、自由に社会に参画し、いきいきと安全で豊かに暮らせるよう、生活環境や連続した移動環境をハード・ソフトの両面から継続して整備・改善していくという理念でもある。